



神奈川県

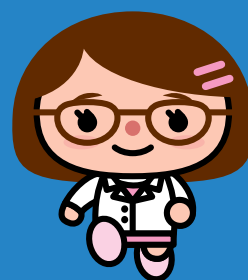
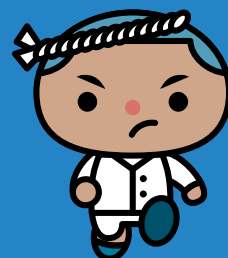
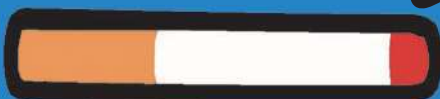
KANAGAWA

施設管理者のための 受動喫煙対策 ハンドブック

2024年2月

受動喫煙対策推進
マスコット

けむいモン



神奈川県
PRキャラクター

かながわ
キンタロウ



神奈川県 健康医療局がん・疾病対策課

第1章 受動喫煙防止の目的と求められる対策 P 1

- ① 受動喫煙防止の目的
- ② 健康増進法と神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
- ③ 管理権原者等の主な責務
- ④ 対象施設の類型と規制の概要
- ⑤ 喫煙室別のできること／できないこと
- ⑥ 規制の対象となるたばこ

第2章 第一種施設に求められる受動喫煙防止対策 P 7

- ① 対象
- ② 規制内容
- ③ 第一種施設がすることができる喫煙場所 **特定屋外喫煙場所**

第3章 第二種施設に求められる受動喫煙防止対策 P 10

- ① 多数の人が利用する施設（第一種施設、喫煙目的施設、飲食店を除く）
- ② 飲食店
- ③ 第二種施設がすることができる喫煙場所
喫煙専用室 **加熱式たばこ専用喫煙室** **喫煙可能室**
- ④ 脱煙機能付き喫煙ブース（法における技術的基準に関する経過措置）の取扱い

第4章 喫煙目的施設に求められる受動喫煙防止対策 P 21

- ① 喫煙目的施設
- ② 対象
- ③ 規制内容
- ④ 喫煙目的施設がすることができる喫煙場所 **喫煙目的室**

第5章 交通機関等に求められる受動喫煙防止対策 P 26

- ① 対象
- ② 規制内容

第6章 義務違反時の罰則の適用 P 27

第7章 受動喫煙防止対策に関する支援 P 29

- ① 受動喫煙防止対策に関する財政支援
- ② 受動喫煙防止対策に関する技術的支援

お問合せ先 P 30

第1章 受動喫煙防止の目的と求められる対策

① 受動喫煙防止の目的

たばこの煙にはニコチンやタールなど 200 種類以上の有害物質が含まれており、有害物質の量は、主流煙（喫煙者自身が吸う煙）よりも副流煙（たばこの火の付いた方から出る煙）に多く含まれます。また、呼出煙という喫煙者が吐き出す煙にも有害物質が含まれます。

受動喫煙とは、自分の意思とは関係なく、周りの人のたばこの煙にさらされることをいい、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）などの疾患との因果関係が明らかであることが報告されています。



施設管理者には、利用者や従業員が望まない受動喫煙を避けることができるよう、施設の類型に応じて、禁煙措置や喫煙場所を特定するなどの措置をとることが求められています。

また、20 歳未満の人を喫煙できる場所に立ち入らせないなど、受動喫煙による健康への影響を受けやすい人を守ることが求められています。特に子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。子どもの周囲では特に受動喫煙を生じさせないように注意してください。

→P 3 「管理権原者等の主な責務」

② 健康増進法と神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

（１）健康増進法の概要

多数の人が利用する施設等の類型に応じて、当該施設等の一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者等が講ずべき措置等を定めています。

→P 4 「対象施設の類型と規制の概要」

（２）神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の概要

受動喫煙防止に関する基本的なルールは健康増進法により定められていますが、同法による規制のほか、神奈川県では一部について独自のルールを定めています。

県条例による主な独自規制

- ① 「県特定第1種施設」に該当する施設は、加熱式たばこ専用喫煙室は設置できません。→P16 参照
- ② 20歳未満の立入禁止違反に対し、施設管理者に罰則が適用されます。→P27 参照
- ③ 「屋内に準ずる環境」として、屋外の一部が規制対象に含まれます。
(例：階段状の客席を有する野球場、陸上競技場、競馬場・競輪場)

県条例による禁煙標識掲示義務の廃止

令和6年4月1日以降、県条例に基づく、
施設の全部を禁煙とした場合の
禁煙標識の掲示「義務」は廃止と
なります。

ただし、「義務」としては廃止となります
が、禁煙標識は利用者にとってわかりやすい
と考えられるため、各施設において自主的に
禁煙標識の掲示をしていただくことを推奨し
ます。

禁煙である旨がわかる任意の標識で構いま
せん。また、禁煙施設である場合は、既に掲
示している禁煙標識を除去する必要はありま
せん。引き続き掲示をお願いします。



禁煙標識の例

③ 管理権原者等※の主な責務

※「管理権原者等」…管理権原者及び管理者

「管理権原者」…施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者（例：当該義務の履行に必要なとなる施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有するもの）

「管理者」…事実上、現場の管理を行っている者

（１）喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙するための器具や設備（灰皿等）を設置してはなりません。（設置している場合、撤去が必要です。）

（２）喫煙室等の技術的基準の適合維持

喫煙室等を設置する場合、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（「気流」、「区画」、「排気」）に適合するよう維持しなければなりません。 → P12 「技術的基準」

（３）標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合、施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を示す標識と、施設内の喫煙室の出入口に、喫煙できる場所であることや20歳未満の人は立入禁止である旨を示す標識を掲示しなければなりません。

各種標識は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。印刷してご利用ください。

→ 厚生労働省 URL <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

また、神奈川県でもステッカーを配布しておりますので、お問合せください。（045-210-5015）

（４）20歳未満の人を喫煙することができる場所へ立ち入らせないこと

喫煙することができる場所には、20歳未満の人（従業員を含む。）を立ち入らせてはなりません。

（５）喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙している（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

義務に違反した場合はどうなるの？

保健所等による立入検査※、指導・助言、勧告、公表、命令、のほか、**罰則**として過料の対象となる場合があります。→ P27 「義務違反時の罰則の適用」

立入検査への対応も施設管理権原者等の義務です。立入検査とは次の内容を指します。

- ・ 受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること。
- ・ 職員が特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況や帳簿等を検査すること。
- ・ 関係者に質問すること。

④ 対象施設の類型と規制の概要

施設類型	施設例	規制の概要	設置できる喫煙区域
第一種施設	学校、病院、薬局、 児童福祉施設、 行政機関の庁舎等	屋内：完全禁煙 （各種喫煙室の設置不可） 屋外：原則禁煙 （特定屋外喫煙場所でのみ喫煙可）	特定屋外喫煙場所
第二種施設 （※飲食店は一部取扱いが異なります→P10）	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	屋内：原則禁煙 （喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室（指定たばこ専用喫煙室）・喫煙可能室でのみ喫煙可） 屋外：規制対象外	喫煙専用室、 <u>加熱式たばこ専用喫煙室※¹</u> 、 喫煙可能室
喫煙目的施設	公衆喫煙所、 店内で喫煙可能なたばこ販売店、 喫煙を主目的とするバー・スナック等	屋内：喫煙目的室でのみ喫煙可 屋外：規制対象外	喫煙目的室
交通機関等	バス、タクシー、航空機、 鉄道、船舶	→P26 参照	
規制対象外・適用除外	規制対象外：第一種施設の敷地内を除く屋外※ ² 適用除外：住居や入居施設の個室などプライベートな居住場所、ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室		

※1 法の第二種施設であっても、条例の「県特定第1種施設」に該当する施設は、条例の規定により、加熱式たばこ専用喫煙室は設置できません。→P16

※2 「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、
① 屋根がある建物であり、
② 側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所をいい、
これに該当しない場所は「屋外」となります。

⑤ 喫煙室別のできること／できないこと

喫煙室（喫煙区域） の種類		喫煙		喫煙以外のサービス提供 （飲食、映画鑑賞等）	20歳未満の者 （従業員を含む）の立入
		紙巻 たばこ	加熱式 たばこ		
特定屋外喫煙場所		○	○	×	×
喫煙専用室		○	○	×	×
加熱式たばこ専用喫煙室		×	○	○	×
喫煙可能室		○	○	○	×
喫煙 目的 室	公衆喫煙所	○	○	×	×
	喫煙を目的とする バー、スナック等	○	○	○	×
	たばこ販売店	○	○	×	×
				（飲料の自販機設置は可）	
				（たばこの販売は当然可）	

⑥ 規制の対象となるたばこ

葉たばこを原料の全部又は一部とし喫煙用に供し得る状態で製造された製造たばこなど。



（例）紙巻たばこ（シガレット）



葉巻（シガー）



キセル



水たばこ（シーシャ）



加熱式たばこ（アイコス・グローなど）

受動喫煙を生じさせることのないよう

周囲の方への「**配慮**」をお願いします！

誰でも

喫煙をすることができる場所であっても、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務があります。（健康増進法第27条第1項）



管理権原者

喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務があります。（同法第27条第2項）

第2章 第一種施設に求められる受動喫煙防止対策

① 対象

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人（20歳未満の人、患者、妊婦等）が主に利用する施設（学校、病院、薬局、児童福祉施設、介護老人保健施設等）、行政機関の庁舎



病院、診療所、助産所、薬局
介護老人保健施設、介護医療院
難病相談支援センター
あん摩マッサージ指圧師、はり灸師または柔道整復師が業務を行う施術所
学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、同法124条に規定する専修学校、同法134条に規定する各種学校
児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
認定こども園、認可外保育施設等
大学（大学院のみの施設は除く。）
専門学校
各種養成施設
児童福祉施設 （※）児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（保育所または幼保連携型認定こども園を除く。）のほか、障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援もしくは保育所等訪問支援のみを行う事業またはこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設
母子健康包括支援センター
少年院、少年鑑別所
国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 （行政機関がその事務を処理するために使用する施設）

② 規制内容

屋内 完全禁煙（各種喫煙室の設置不可）

屋外 原則禁煙（特定屋外喫煙場所でのみ喫煙可）

③ 第一種施設が設置することができる喫煙場所

特定屋外喫煙場所



ア 要件

- ① 第一種施設の敷地内の屋外の場所であること。
- ② 施設の利用者が **通常立ち入らない場所** に設置すること。（例：建物の裏、屋上等）
※「通常立ち入らない場所」がない場合には、特定屋外喫煙場所は設置できません。
- ③ 喫煙することができる場所が **区画**※ されていること。
※ 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することが必要です。
（例：パーテーション、線を引く等）
※ 特定屋外喫煙場所自体の形状（屋根、側壁の有無等）は問わないため、天井及び壁で囲われた閉鎖型の特定屋外喫煙場所を設置することも可能です。
- ④ 喫煙することができる場所である旨を記載した **標識を掲示** すること。

イ 吸うことができるたばこ：たばこ全般（紙巻たばこ、加熱式たばこ等）

ウ 留意事項

- ・ 特定屋外喫煙場所を設置する場合は、たばこの煙が近隣の建物や上層階、周辺道路等に流れて、施設利用者や歩行者等に受動喫煙をさせることがないように、設置場所について周囲への配慮をお願いします。適切でない場所に設置すると、たばこの煙によるトラブルやクレームを招く恐れがありますのでご注意ください。
- ・ 第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用する施設であることから、敷地内禁煙が原則であり、特定屋外喫煙場所の設置を推奨するものではありません。

エ 標識例（必要事項が記載されていれば、標識の媒体は問いません。）

掲示する場所	当該喫煙場所
記載が必要な事項	喫煙をすることができる場所である旨
標識例	

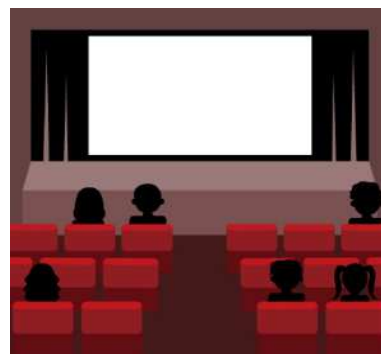
※ 当該施設の敷地の出入口への掲示は必要ありません。

第3章 第二種施設に求められる受動喫煙防止対策

① 多数の人が利用する施設（第一種施設、喫煙目的施設、飲食店を除く）

ア 対象…2人以上の人が利用する施設

（例…会社、事務所、体育館、劇場、その他の多数の施設）



イ 規制内容

屋内

原則禁煙（喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室でのみ喫煙可）

屋外

規制対象外（ただし配慮義務あり）→P 6 配慮義務

ウ 適用除外

旅館・ホテル等宿泊施設の客室（個室に限る。）、マンション・アパート等集合住宅の居室（ベランダも含む。）、入所施設の個室等

② 飲食店

ア 対象…飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設



イ 規制内容

屋内 ▶ 原則禁煙（喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室でのみ喫煙可）

屋外 ▶ 規制対象外（ただし配慮義務あり）→ P 6 配慮義務

ウ 2020年4月1日時点で既に営業している店には経過措置があります。

一定の要件を満たす小規模の既存飲食店は、「既存特定飲食提供施設」として、「喫煙可能室」を設置することができます。

→ P 17 喫煙可能室

③ 第二種施設がつくることができる喫煙場所

喫煙専用室

▶ 喫煙するためのだけの喫煙室



ア 要件

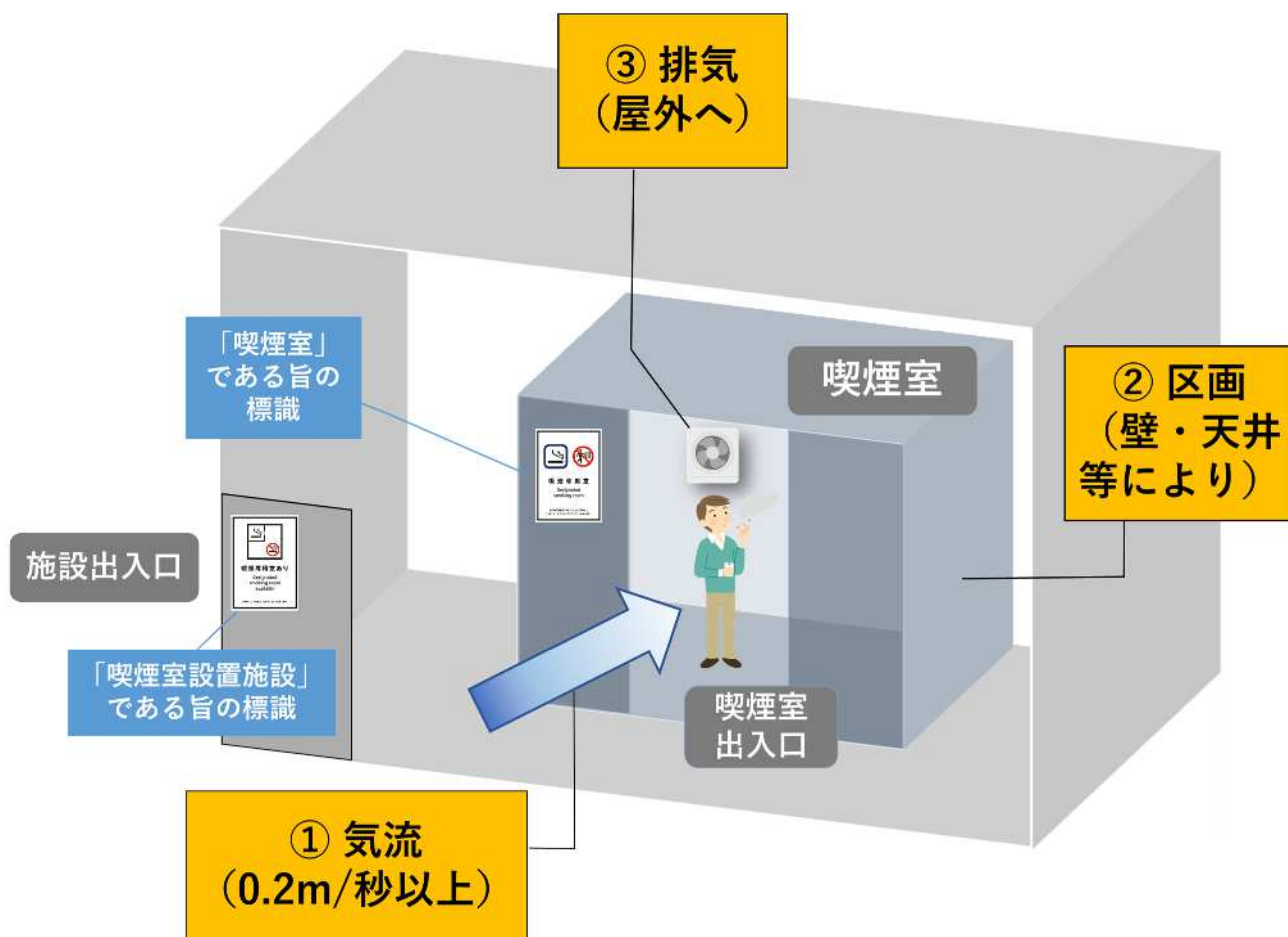
- ① 第二種施設の屋内の一部の場所であること
※ 施設内の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。
- ② 専ら喫煙をすることができる場所であること（**喫煙以外の行為はできません。**）
- ③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための技術的基準（下記イ

の「技術的基準」)に適合していること

- ④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
 - ・ 専ら喫煙をすることができる場所である旨
 - ・ 20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

イ 技術的基準

- ① 喫煙室の出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の **気流** が 0.2m/秒以上であること。
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって **区画** すること。
- ③ たばこの煙が施設の屋外に **排気** されていること。



※ 上記①～③の要件は、他の喫煙室（加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室）の場合も同様です。

ウ 吸うことができるたばこ：たばこ全般（紙巻たばこ、加熱式たばこ等）

エ 留意事項

- ・ 20 歳未満の人（従業員を含む。）を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。

オ 標識例（必要事項が記載されていれば、標識の媒体は問いません。）

掲示する場所	喫煙専用室の出入口	施設の主な出入口
記載が必要な事項	・ 専ら喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20 歳未満の方の立入りが禁止されている旨	・ 喫煙専用室が設置されている旨
標識例		

※ 施設内を禁煙に変更する場合は、標識を除去してください。

加熱式たばこ専用喫煙室

▶ 加熱式たばこに限り、
飲食など喫煙以外のこともできます

※ 健康増進法における「指定たばこ」とは、「加熱式たばこ」を指します。



ア 要件

- ① 第二種施設の屋内の一部の場所であること
※ 施設内の全部の場所を加熱式たばこ専用喫煙室とすることはできません。
- ② 喫煙をすることができる場所であること（飲食等、**喫煙以外の行為もできます。**）
- ③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための技術的基準（下記イの「技術的基準」）に適合していること
- ④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
 - ・ 喫煙をすることができる場所である旨
 - ・ 20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

イ 技術的基準

- ① 喫煙室の出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の **気流** が 0.2m/秒以上であること。
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって **区画** すること。
- ③ たばこの煙が施設の屋外に **排気** されていること。

ウ 吸うことができるたばこ：加熱式たばこのみ

エ 留意事項

- ・ 20歳未満の人（従業員を含む。）を加熱式たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはなりません。
- ・ 施設の営業について広告または宣伝するときは、加熱式たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにしなければなりません。

オ 標識例（必要事項が記載されていれば、標識の媒体は問いません。）

掲示する場所	加熱式たばこ専用喫煙室の出入口	施設の主な出入口
記載が必要な事項	・ 加熱式たばこのみ喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨	・ 加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている旨
標識例	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available

※ 施設内を禁煙に変更する場合は、標識を除去してください。

県条例による規制

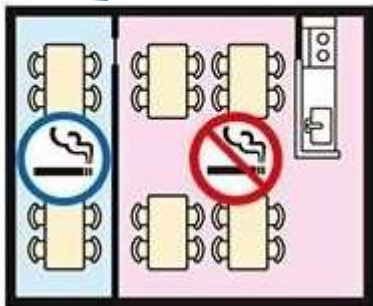
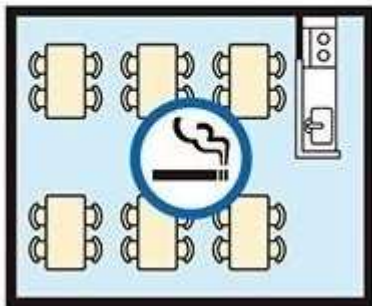
「県特定第1種施設」に該当する次の施設には、条例の規定により、加熱式たばこ専用喫煙室は設置できません。

(1)	劇場、映画館又は演芸場
(2)	観覧場
(3)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(4)	展示場
(5)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(6)	公衆浴場
(7)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(8)	銀行その他の金融機関
(9)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(10)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(11)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(12)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(13)	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

喫煙可能室

喫煙しながら飲食ができます

※ 改正健康増進法の経過措置として、一部の飲食店のみに認められます。

喫煙可能室設置	喫煙可能店
喫煙可 (喫煙室内で飲食等可) 	喫煙可 

ア 要件

- ① 以下のすべてを満たした既存飲食店（既存特定飲食提供施設）の屋内の全部または一部の場所であること
 - ・ 2020年（令和2年）4月1日時点で既に営業している
 - ・ 中小企業（資本金の額または出資の総額が5,000万円以下）または個人経営
 - ・ 施設内の客席部分の床面積が100㎡以下

※ 「客席」とは、客に飲食させるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。
 - ② 喫煙をすることができる場所であること（飲食等、喫煙以外の行為もできます。）
 - ③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための技術的基準（下記イの「技術的基準」）に適合していること
 - ④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
 - ・ 喫煙をすることができる場所である旨
 - ・ 20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
 - ⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙可能室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること
- ※ 施設の全部を喫煙可能室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既

に④の標識が掲示されているときは、⑤の標識は不要です。

イ 技術的基準

- ① 喫煙室の出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の **気流** が 0.2m/秒以上であること。
 - ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって **区画** すること。
 - ③ たばこの煙が施設の屋外に **排気** されていること。
- ※ 施設の全部を喫煙可能室とする場合は、②のみ（他の施設との区画）満たす必要があります。

ウ 吸うことができるたばこ：たばこ全般（紙巻たばこ、加熱式たばこ等）

エ 留意事項

- ・ 喫煙可能室を設置するとき、設置届の内容に変更があったとき、喫煙可能室を廃止したときは、それぞれ所在地の保健所に届出をしなければなりません。

<届出事項>

- ① 施設の名称・所在地
 - ② 管理権原者の氏名・住所（法人代表者名・所在地）
- ・ 20歳未満の人（従業員を含む。）を喫煙可能室に立ち入らせてはなりません。
 - ・ 施設の営業について広告または宣伝するときは、喫煙可能室を設置していることを明らかにしなければなりません。
 - ・ 以下の書類を備えて保存しなければなりません。

<書類の内容>

- ① 施設内の客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）
- ② 会社経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料（登記簿謄本の写し等）

オ 標識例（必要事項が記載されていれば、標識の媒体は問いません。）

	施設の一部の場所に設置する場合		施設の全部を喫煙可能室とする場合
掲示する場所	喫煙可能室の出入口	施設の主な出入口	施設の主な出入口
記載が必要な事項	・ 喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨	・ 喫煙可能室が設置されている旨	・ 喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨

	施設の一部の場所に設置する場合		施設の全部を喫煙可能室とする場合
標識例	 喫煙可能室 Smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 喫煙には、指定された場所をご利用ください。	 喫煙可能室あり Smoking room available 「禁煙」には、禁煙区域はご禁煙ください。	 喫煙可能店 Smoking area 20歳未満の方は立ち入れません。 「禁煙」には、禁煙区域はご禁煙ください。

※ 施設内を禁煙に変更する場合は、標識を除去してください。

④ 脱煙機能付き喫煙ブース（法における技術的基準に関する経過措置）の取扱い

法第二種施設における煙の流出防止措置（技術的基準→P12 参照）のうち、「たばこの煙が施設の屋外に排気されていること」の措置に替えて、所定の性能を有する「脱煙機能付き喫煙ブース」で法の要件を満たしたと認められる場合があります。この代替措置のことを「技術的基準に関する経過措置」といいます。

喫煙ブースの性能要件

- ① 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ② 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉塵の量が 0.015 mg/m^3 以下であること

技術的基準に関する経過措置が認められる条件

- ① 2020年（令和2年）4月1日時点で現存する建築物等であること（既存建物）
- ② 管理権原者の責めに帰することができない事由で屋外排気ができないこと
 （例1）建築物の構造上、新たにダクトを通すことが難しい
 （例2）ダクト工事について建築物の所有者の了解が得られない
- ③ 県条例における「特例県第2種施設」に該当すること

※③は神奈川県における取扱いです。

神奈川県における脱煙機能付き喫煙ブースの取扱い

特例県第2種施設に該当しない施設

喫煙ブースを設置することはできません。

特例県第2種施設に該当する施設

条例上の煙の流出防止措置が努力義務となり、「法に規定する措置を講ずること
で足りる」ことになるため（条例第15条）、法で認められた喫煙ブースを設置す
ること（経過措置の適用）が可能となります。

「特例県第2種施設」とは

- （1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号
までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設
 - 1号営業 キャバレー、待合、料理店、カフェ等
 - 2号営業 喫茶店、バー等のうち低照度の飲食店
 - 3号営業 喫茶店、バー等のうち区画席の飲食店
 - 4号営業 まあじやん屋（マージャン屋）、ぱちんこ屋等
 - 11項営業 ナイトクラブ等の特定遊興飲食店
- （2） 事業の用に供する床面積から調理場等の床面積を除いた部分の床面積の合計が100
㎡以下の飲食店
- （3） 事業の用に供する床面積の合計が700㎡以下のホテル、旅館等
- （4） 健康増進法の規定を満たす喫煙目的施設
- （5） 健康増進法の規定を満たす既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とし
た施設（上記（2）に掲げる施設を除く。）

第4章 喫煙目的施設に求められる受動喫煙防止対策

① 喫煙目的施設

喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設

② 対象

ア 公衆喫煙所

屋内の全部を専ら喫煙する場所とする施設
(喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機の設置は可能)



イ 喫煙を主目的とするバー、スナック等

(要件)

- ① たばこの対面販売^{※1} (出張販売を含む。)をしていること。

※1 自動販売機での販売は該当しません。

- ② 設備を設けて客に飲食させる営業(「通常主食と認められる食事^{※2}」を主として提供するものを除く。)を行うものであること。

※2 米飯類、菓子パンを除くパン類、
麺類、ピザ、お好み焼きなど



ウ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

(要件)

- ① たばこまたは喫煙器具の販売^{※3} (たばこについては対面販売に限る。)をしていること。

※3 陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割を超える必要があります。

- ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと。



③ 規制内容

屋内

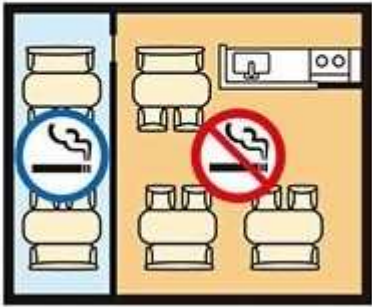
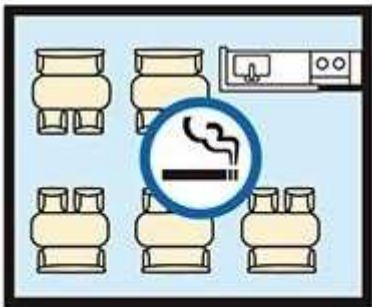
屋内の全部または一部に設置した喫煙目的室で喫煙可

屋外

規制対象外（ただし配慮義務あり）→P 6 配慮義務

④ 喫煙目的施設がつくりことができる喫煙場所

喫煙目的室

喫煙目的室設置	喫煙目的店
喫煙可 (喫煙室内で飲食(主食※を除く)等可) 	喫煙可 

※主食…米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類、ピザ、お好み焼きなど

ア 要件

- ① 喫煙目的施設の屋内の全部または一部の場所であること
- ② 喫煙をすることができる場所であること
- ③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための技術的基準（下記イの「技術的基準」）に適合していること
- ④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
 - ・ 喫煙を目的とする場所である旨
 - ・ 20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙目的室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

※ 施設の全部を喫煙目的室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは、⑤の標識は不要です。

イ 技術的基準

- ① 喫煙室の出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の **気流** が 0.2m/秒以上であること。
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって **区画** すること。
- ③ たばこの煙が施設の屋外に **排気** されていること。

ウ 吸うことができるたばこ：たばこ全般（紙巻たばこ、加熱式たばこ等）

エ 留意事項

- ・ 20歳未満の人（従業員を含む。）を喫煙目的室に立ち入らせてはなりません。
 - ・ 公衆喫煙所を除き、「たばこ事業法第22条第1項（製造たばこの小売販売業）または第26条第1項（出張販売）の許可に関する情報」を帳簿に記載し、保存する必要があります※。
- ※ 許可通知書本体または写しの保存が望ましいとされていますが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことでも構いません。
- ・ 施設の営業について広告または宣伝するときは、喫煙目的室を設置していることを明らかにしなければなりません。

オ 標識例（必要事項が記載されていれば、標識の媒体は問いません。）

<公衆喫煙所>

掲示する場所	施設の出入口
記載が必要な事項	・ 喫煙を目的とする場所である旨 ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨
標識例	 The sign is rectangular with a black border. At the top, there are two circular icons: the left one shows a cigarette with smoke, and the right one shows a person with a red circle and slash over them, with 'UNDER 20' written above. Below the icons, the text '公衆喫煙所' (Public smoking area) is written in bold Japanese, followed by 'Public smoking area' in English. At the bottom, in small text, it says '20歳未満の方は立ち入れません。' (Persons under 20 are not allowed to enter.) and '※喫煙には、加熱式たばこを吸うことが出来ます。' (※You can smoke heated tobacco products while smoking.)

＜喫煙を目的とするバー、スナック等＞

	施設の一部の場所に設置する場合		施設の全部を喫煙目的室とする場合
掲示する場所	喫煙目的室の出入口	施設の主な出入口	施設の主な出入口
記載が必要な事項	・喫煙を目的とする場所である旨 ・20歳未満の方の立入りが禁止されている旨	・喫煙目的室が設置されている旨	・喫煙を目的とする場所である旨 ・20歳未満の方の立入りが禁止されている旨
標識例			

※ 施設内を禁煙に変更する場合は、標識を除去してください。

＜喫煙可能なたばこ販売店＞

	施設の一部の場所に設置する場合		施設の全部を喫煙目的室とする場合
掲示する場所	喫煙目的室の出入口	施設の主な出入口	施設の主な出入口
記載が必要な事項	・喫煙を目的とする場所である旨 ・20歳未満の方の立入りが禁止されている旨	・喫煙目的室が設置されている旨	・喫煙を目的とする場所である旨 ・20歳未満の方の立入りが禁止されている旨
標識例			

※ 施設内を禁煙に変更する場合は、標識を除去してください。

第5章 交通機関等に求められる受動喫煙防止対策

① 対象

バス・タクシー※¹、旅客機※²、旅客鉄道※³、旅客船※⁴

※¹ 道路運送法による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車

※² 航空法による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機

※³ 鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器

※⁴ 海上運送法による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。）

② 規制内容

（1）バス・タクシー・飛行機



車内（機内）

完全禁煙（各種喫煙室の設置不可）

（2）鉄道・船舶



車内
（船内）

原則禁煙

車内（船内）の一部に喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可

※宿泊用の客室には、規制は適用されません。

第6章 義務違反時の罰則の適用

違反内容	義務の内容	義務の対象	過料額	根拠
喫煙禁止場所における喫煙の禁止	正当な理由がなく、喫煙禁止場所において喫煙をしてはならない。	すべての者	30 万円以下	法
標識（類似標識含む）の目的外の掲示・除去、標識の汚損等の禁止	標識（類似標識含む）の目的外の掲示や除去をしてはならない。標識の汚損等をしてはならない。	すべての者	50 万円以下	法
喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置禁止	喫煙禁止場所に喫煙をするための器具及び設備を設置してはならない。	管理権原者等	50 万円以下	法
施設標識の掲示	喫煙室を設置したときは、当該施設の主たる出入口に喫煙室設置施設標識を掲示しなければならない。	管理権原者	50 万円以下	法
施設標識の除去	すべての喫煙室を廃止したときは、当該施設の主たる出入口に掲示した喫煙室設置施設標識を除去しなければならない。	管理権原者	30 万円以下	法
喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合の維持	喫煙室等の構造・設備が技術的基準に適合するように維持しなければならない。	管理権原者	50 万円以下	法
		施設管理者	5 万円以下	条例
喫煙目的室設置施設の政令要件の維持	当該喫煙目的室設置施設が法第 28 条第 7 号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。	管理権原者	50 万円以下	法
20 歳未満の者の立入禁止	20 歳未満の者（従業員を含む）を喫煙室に立ち入らせてはならない。	管理権原者等	—	法
		施設管理者	5 万円以下	条例

違反内容	義務の内容	義務の対象	過料額	根拠
広告・宣伝時の明示	施設営業の広告又は宣伝をするときは、喫煙室設置施設である旨を明らかにしなければならない（喫煙専用室を除く）。	管理権原者等	—	法
（喫煙可能室・喫煙目的室の要件に係る）書類の保存不備、虚偽記載	喫煙目的室・喫煙可能室設置施設の管理権原者は、帳簿を備え、当該施設の政令で定める要件に関し省令で定める事項を記載し、保存しなければならない。	管理権原者	20 万円以下	法
立入検査（法）・立入調査（条例）の妨害忌避等	立入検査（法）・立入調査（条例）の妨害忌避等をしてはならない。	管理権原者等	20 万円以下	法
		施設管理者	5 万円以下	条例
県特定第1種施設における加熱式たばこ専用喫煙室の設置禁止	県特定第1種施設には加熱式たばこ専用喫煙室を設置してはならない。	施設管理者	5 万円以下	条例

第7章 受動喫煙防止対策に関する支援

① 受動喫煙防止対策に関する財政支援

国の財政支援制度として、「受動喫煙防止対策助成金」があります。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

＜厚生労働省ホームページ＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

＜助成金の制度の内容や申請の相談に関するお問合せ先＞

厚生労働省 神奈川労働局健康課 045-211-7353

② 受動喫煙防止対策に関する技術的支援

（１）国による支援

国の技術的支援制度として、「受動喫煙防止対策に係る相談支援」があります。

受動喫煙防止対策に取り組む事業者の方を支援するため、労働衛生コンサルタント等の専門家が、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。また、受動喫煙防止対策助成金の申請書類の記載方法等についても相談ができます。費用はいずれも無料です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

＜厚生労働省ホームページ＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

（２）神奈川県による支援

喫煙室の設置に関し、専門のアドバイザーを派遣して、技術的な助言を行います。

専門アドバイザーは、法及び条例の基準に適合しているかどうかや、効率的な喫煙室の提案、概略図の作成や費用の目安などのアドバイスを無料で行います。

＜お問合せ先＞

神奈川県がん・疾病対策課 045-210-5015

お問合せ先

健康増進法についてのお問合せ

- 保健所設置市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市）➡ 各市
- それ以外の地域 ➡ 神奈川県（各保健福祉事務所）

施設所在地	問合せ先	電話番号
横浜市	横浜市健康福祉局健康推進部 健康推進課	045-671-4783
川崎市	川崎市健康福祉局保健医療政策部 健康増進課	044-200-0155
相模原市	相模原市健康福祉局保健衛生部 健康増進課健康づくり班	042-769-8055
横須賀市	横須賀市民生局健康部健康増進課 健康増進・介護予防・歯科保健担当	046-822-8135
藤沢市	藤沢市健康医療部健康づくり課	0466-50-8430
茅ヶ崎市 （※寒川町域を含む）	茅ヶ崎市保健所健康増進課	0467-38-3331
平塚市、秦野市、伊勢原市、 大磯町、二宮町	（県）平塚保健福祉事務所 企画調整課	0463-32-0130
鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	（県）鎌倉保健福祉事務所 企画調整課	0467-24-3900
小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	（県）小田原保健福祉事務所 企画調整課	0465-32-8000
南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	（県）小田原保健福祉事務所 足柄上センター管理企画課	0465-83-5111
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村	（県）厚木保健福祉事務所 企画調整課	046-224-1111

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例についてのお問合せ

- 上記表の（県）各保健福祉事務所 又は
神奈川県がん・疾病対策課 ➡ ☎045-210-5015



神奈川県

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL: 045-210-5015 FAX: 045-210-8860